

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第97号

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大宮交通公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(行為の許可の申請書の記載事項)

第1条 京都市大宮交通公園条例（以下「条例」という。）第4条第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 京都市大宮交通公園の復旧方法
- (3) その他指定管理者（条例第3条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行為の許可に関し必要と認める事項

第3条本文中「前条」を「条例第7条」に改め、「による」の右に「許可の」を加える。

第4条中「第1条又は第2条」を「条例第4条第1項若しくは第3項又は第7条」に改め、「による」の右に「許可の」を加える。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)